

○紫波町空家等の適切な管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（情報提供）

第3条 町内において、適切な管理が行われておらず、そのまま放置すれば倒壊等の著しく危険な状態となるおそれのある空家等を発見した者は、その情報を町長に提供するよう努めるものとする。

（応急措置）

第4条 町長は、空家等について、地域住民の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認められるときは、当該危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 町長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知するものとする。ただし、当該所有者等に通知することが困難であるときは、この限りではない。
- 3 町長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。

（公表）

第5条 町長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象となった特定空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（空家等対策協議会）

第6条 法第7条第1項の規定に基づき、紫波町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等の認定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の実施に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第8条 協議会は、町長のほか、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表するとともに、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び町長（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、建設部において処理する。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。